

平成31年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

湖北広域行政事務センター

1 計画の目的

本実施計画は、平成 31 年度に湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）管内から発生する一般廃棄物（ごみ）に関し、減量化、資源化を促進するとともに、その適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき処理実施計画を定める。

2 計画の範囲

当センター規約第 4 条第 1 項第 1 号に定める共同処理事務

3 計画の実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 一般廃棄物の発生量見込み

(単位：t/年)

品目		市名	長浜市	米原市	合計
可	燃	ごみ	25,606	8585	34,191
不	燃	ごみ	2,094	642	2,736
粗	大	ごみ	1,719	503	2,222
	自	転車	101	27	128
資源 ごみ	ペットボトル		198	77	275
	ガ び	無色	277	93	370
		茶色	229	74	303
		その他有色	88	26	114
	古	新聞紙	465	207	672
		雑誌・チラシ類	839	368	1,207
		ダンボール	598	249	847
	紙パック		40	15	55
	空き缶・スプレー缶類	アルミ缶	43	14	57
		スチール缶	124	42	166
	古布（古着）		186	78	264
	発泡スチロール		66	18	84
	プラスチック製容器包装		821	321	1,142
	使用済み乾電池類		33	13	46
ライター		2	2	4	
使用済み蛍光管		8	3	11	
使用済み小型電子機器等 （品目指定）		5	1	6	

※以後、各品目の数値については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

5 一般廃棄物の処理主体

(1) 処理主体

① 当センターが処理する一般廃棄物

種類 \ 排出者	一般家庭	事業所
可燃ごみ (小動物〔ペット〕の死骸を含む。)	○ (小動物は持込のみ)	○
不燃ごみ	○	×
粗大ごみ (自転車含む)	○	○ (畳、布団など 可燃性粗大に限る)
ペットボトル	○ (収集・運搬のみ)	×
ガラスびん	○	○※
古紙	○ (収集・運搬のみ)	×
紙パック	○	○※
空き缶・スプレー缶類	○ (収集・運搬のみ)	×
古布 (古着)	○	○※
発泡スチロール	○	○※
プラスチック製容器包装	○	○※
使用済み乾電池類	○	×
ライター	○	×
使用済み蛍光管	○	×
使用済み小型電子機器等 (品目指定)	○ (ピックアップ回収・回収 ボックス)	×

※月に軽トラック1台程度

★事業活動に伴って生じた廃棄物のうち当センターが処理しないものについては、廃棄物処理法第3条に基づき、事業者は、自らの責任において適正に処理をしなければならない。

② 特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) (以下「家電リサイクル法」という。)の規定による製造業者等が処理する一般廃棄物

一般家庭から排出される特定家庭用機器

テレビ (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫

③ 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号) (以下「パソコンリサイクル法」という。)第2条の規定による製造業者が処理する一般廃棄物

一般家庭から排出されるパーソナルコンピュータ

- ④ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)(以下「小型家電リサイクル法」という。)第5条の規定より使用済み小型電子機器(品目指定)をピックアップ回収、回収ボックスにより回収する。
回収した小型電子機器等は認定事業者に引渡すこととし、適正な資源化を図る。

(2) 一般家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬

品目		収集運搬	委託	直営	
可	燃	ごみ	○	○	
不	燃	ごみ	○	○	
粗大ごみ(自転車含む)			○	○	
資源	ペットボトル		○	○	
	ガラスびん	茶色	○	○	
		無色	○	○	
		その他有色	○	○	
	古紙	新聞紙	○	○	
		雑誌・チラシ類	○	○	
		ダンボール	○	○	
	紙パック		○	○	
	空き缶・スプレー缶類	アルミ缶	○	○	
		スチール缶	○	○	
	ごみ	古布(古着)		○	○
		発泡スチロール		○	○
		プラスチック製容器包装		○	○
使用済み乾電池類		○	○		
ライター		○	○		
使用済み蛍光管		○	—		
使用済み小型電子機器等(指定品目)			—	○	

※委託：廃棄物処理法第6条の2に基づく当センター委託業者による収集・運搬

※直営：当センターによる収集・運搬

(3) 事業系可燃ごみの収集・運搬

- ① 事業所用可燃ごみ指定袋にて当センター委託業者により一般家庭から排出される可燃ごみと同様に収集・運搬を行う。
- ②-1 廃棄物処理法第7条第1項及び第2項に基づく当センター一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集・運搬(4~5ページ当センター一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表を参照)
- ②-2 現在の収集体制で収集運搬業務を支障なく行っており、また、今後予想されるセンター管内の事業系一般廃棄物排出量を収集し得る能力を有していることから平成31年度に新規に参入しようとする業者については、原則許可しないものとする。

(4) その他事業系一般廃棄物

廃棄物処理法第7条第1項及び第2項に基づく当センター一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集・運搬（4～5頁当センター一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表を参照）

当センター一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

平成30年7月4日現在

No.	許可業者名	取扱一般廃棄物	許可区域	
			長浜市	米原市
1	(株)中澤商事	事業系可燃ごみ	○	○
2	(株)中栄	事業系可燃ごみ	○	
3	企業組合滋賀リサイクル社	事業系可燃ごみ	○	○
		食品廃棄物	○	○
4	(株)成功産業	事業系可燃ごみ	○	○
5	八起産業(株)	事業系可燃ごみ	○	○
6	興和産業(株)	事業系可燃ごみ	○	○
7	(有)野一色興業	事業系可燃ごみ	○	○
8	(株)高山	草、木くず	○	○
9	(株)エスケイカンポスト	事業系可燃ごみ	○	○
		草、木くず	○	○
10	(株)菱栄	事業系可燃ごみ	○	○
		木くず、草、紙くず、 繊維くず、食品廃棄物	○	○
11	近畿環境保全(株)	事業系可燃ごみ	○	○
12	(有)クリーンびわ	事業系可燃ごみ	○	○
13	湖北総合開発(株)	事業系可燃ごみ	○	
14	力興木材工業(株)	草、木くず	○	○
15	山室木材工業(株)	木くず	○	○
16	(株)美濃ラボ	実験動物	○	
17	クリーンワーク(株)	事業系可燃ごみ	○	○
18	杉山工務店	事業系可燃ごみ		○
19	(有)光田産業	事業系可燃ごみ	○	○
20	(有)山口屋	事業系可燃ごみ	○	○
		紙くず	○	○
21	(有)平和産業	事業系可燃ごみ	○	○
		木くず		○
22	北川商店	事業系可燃ごみ	○	

23	(株)エコプラン	事業系可燃ごみ	○	○
		紙くず、木くず、 繊維くず、草	○	○
24	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱	事業系可燃ごみ	○	○
25	(株)宗重商店	事業系可燃ごみ	○	
26	丸徳産業	事業系可燃ごみ	○	
27	(株)木下カンセー	事業系可燃ごみ	○	○
28	(株)杉本商事	事業系可燃ごみ	○	○
		食品廃棄物	○	○
29	(有)ヤマダ油脂	事業系可燃ごみ	○	
30	安田産業(株)	事業系可燃ごみ	○	○
		食品廃棄物	○	○
31	(有)国城商店	事業系可燃ごみ	○	○
32	サンヨー産業	事業系可燃ごみ	○	○
33	(有)滋賀ワークサービス	動物死骸	○	○
34	彦根環境サービス	事業系可燃ごみ	○	○
35	かえで企画	事業系可燃ごみ	○	○
36	アレンズジャパン	事業系可燃ごみ	○	○
37	西匠工業	事業系可燃ごみ	○	○
38	エコン	事業系可燃ごみ	○	○
39	e c o ネット高島	事業系可燃ごみ	○	○
40	グリーン板坂	事業系可燃ごみ	○	○

(5) 一般家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法対象品目の運搬

① 当センター直営による運搬（クリーンプラント、伊香クリーンプラザから指定引取場所まで）

② 排出者による指定引取場所まで運搬

指定取引場所の名称及び所在地

1	日本通運(株)長浜支店	長浜市山階町 253-1
2	高島運輸(株)彦根営業所	犬上郡多賀町大字中川原桜本 454-2
3	高島運輸(株)	高島市安曇川町五番領 151-1
4	(有)中村総合解体	福井県敦賀市木崎 77-3-1

6 処理計画

(1) ごみの排出抑制

① ごみ収集用指定袋制度

可燃ごみ・不燃ごみ

平成 20 年 10 月 1 日からごみの減量化等を目的として、ごみ指定袋制度を従前の超過量有料制から単純従量制に改正した。家庭から出される可燃ごみ、不燃ごみは、当センター管内のごみ指定袋販売登録店、当センター業務課窓口、米原市役所（各自治振興課・各行政サービスセンター）で可燃ごみ指定袋又は不燃ごみ指定袋を購入し、構成市長からの届出により当センター管理者が指定した集積所（以下「ステーション」という。）に排出する。

なお、ごみ指定袋の種類、サイズ、販売価格は以下の表のとおりである。

ごみ指定袋の販売価格

ごみ指定袋	販売価格
可燃ごみ指定袋（大）45 ^{リットル}	450 円／10 枚
可燃ごみ指定袋（中）30 ^{リットル}	300 円／10 枚
可燃ごみ指定袋（小）20 ^{リットル}	200 円／10 枚
不燃ごみ指定袋（大）45 ^{リットル}	450 円／10 枚
不燃ごみ指定袋（中）30 ^{リットル}	300 円／10 枚

※ごみ指定袋販売登録店は、当センターホームページ等で販売登録店一覧を掲載

粗大ごみ

家庭から出される粗大ごみは、エフ（6 枚／年を無料配布）を貼付してステーションに排出する。

事業系可燃ごみ

事業所から出される事業系可燃ごみは、当センター業務課窓口又は構成市窓口（長浜市役所環境保全課・北部振興局福祉生活課・各支所、米原市役所各自治振興課・各行政サービスセンター）で事業所用可燃ごみ指定袋（4,000 円／20 枚）を購入し、自治会の了承を得てステーションに排出する。

② 発生抑制等の啓発

冊子版及びアプリ版「こほくる〜る」に基づいた啓発

「事業所用こほくる〜る」に基づいた啓発

当センター及び構成市ホームページによる啓発

広報、チラシ等による自家処理や生ごみ等の水切りなどのごみ減量化の啓発

ごみ収集用指定袋制度の徹底によるごみ減量及びリサイクルの推進

③ ごみ減量化とリサイクル推進への取り組み

平成 30 年度に家庭系収集可燃ごみの組成分析をおこなった結果、リサイクルが可能な雑紙類や容器包装類の比率が、27.53%であった。今年度も構成市と協働しながら市民への啓発等を行い、更なるごみの減量化とリサイクルの推進を図る。

事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの処理方法等をまとめた「事業所用こほくる〜る」やホームページ等により事業系可燃ごみ発生抑制の啓発を行う。

不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収

不燃ごみ・粗大ごみの中には平成 25 年から施行された小型家電リサイクル法の対象品や資源対象物も含まれているため、可能な範囲で切断及び破碎をする前にこれらを選別し回収する。

④ 不適正排出の防止に向けた施策

ごみの適正な分別のためステーションへ排出されたルール違反のごみについては、イエローカード（違反シール）を貼ってステーションに残し、構成市と連携して分別ルールの周知と啓発を行う。

(2) 再資源化の方法および量

種類		再資源化方法	量(t/年)
ペ ッ ト ボ ト ル		再生処理業者に売却する。	275
ガ ラ ス び ん	無 色	再生処理業者に売却又は引き渡す。	370
	茶 色		303
	そ の 他 有 色		114
古 紙	新 聞 紙	再生処理業者に売却する。	672
	雑 誌 ・ チ ラ シ		1,207
	ダ ン ボ ー ル		847
紙 パ ッ ク		再生処理業者に売却する。	55
空き缶・ス プレー缶類	アルミ缶	再生処理業者に売却する。	57
	スチール缶		166
古 布 (古 着)		再生処理業者に売却する。	264
発 泡 ス チ ロ ー ル		クリスタルプラザにて熔融固化し再生処理業者に売却する。	84
プラスチック製容器包装		クリスタルプラザにて圧縮梱包し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)(以下「容器包装リサイクル法」という。)の規定による指定法人に引き渡す。	1,142
使用済み乾電池類		再生処理業者に引き渡す。	46
使用済み蛍光管		再生処理業者に引き渡す。	11
使用済み小型電子機器等 (指 定 品 目)		小型家電リサイクル法で認定された事業者へ引き渡す。	6
自 転 車		再生処理業者に売却する。	128
粗大ごみ処 理施設での 資源の機械 選 別	鉄 屑	クリーンプラントで破碎選別した金属屑、アルミ屑を再生処理業者に売却する。	939
	ア ル ミ 屑		22

(3) 収集・運搬計画

① 収集・運搬する一般廃棄物の量及び収集回数

種 類		当センターによる収集運搬			許可業者による収集運搬		
		収集回数	量 (t/年)		収集回数	量 (t/年)	
			委託	直営			
源 ご み	可燃ごみ	週2回	19,885	1,037	随時	10,626	
	不燃ごみ	月1回	1,819	91			
	粗大ごみ(自転車含む)	※年2回	542	53			
	資	ペットボトル	月2回	246			29
		ガラスびん(3種類)	月2回	714			73
		古紙(3種類)	月2回	2,615			111
		紙パック	月2回	51			4
		空き缶・スプレー缶類	月2回	202			21
		古布	月2回	255			8
		発泡スチロール	月2回	77			7
	み	プラスチック製容器包装	月2回	1,044			98
		使用済み乾電池類	月2回	41			5
		ライター	月2回	4			0
		使用済み蛍光管	年2回	11			—
		使用済み小型電子機器等	—	—			6
合 計			27,506	1,543		10,626	

※粗大ごみ戸別収集の収集回数は随時

② 収集区域の範囲

長浜市および米原市の全域

③ 収集の方法

種 類		収集方式	収集運搬実施主体・収集区域
可燃 ごみ	家庭系・事業 系の一部	ステーション方式	直営（木之本地域の一部、余呉地域・西浅井地域の区域）委託（10頁④表を参照）
	事業系	戸別収集	許可（4～5頁を参照）
不燃ごみ		ステーション方式	直営（余呉地域・西浅井地域の区域） 委託（10頁④表を参照）
粗大ごみ		ステーション方式	委託 湖北環境協同組合（全域）
		戸別収集	直営（全域）
ペットボトル		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱ハウステクノ関ヶ原（直営以外の区域）
ガラスびん		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱テックアシスト（直営以外の区域）
古紙		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱ライフリリーフ・橋本クリーン産業㈱ （直営以外の区域）
紙パック		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱ライフリリーフ（直営以外の区域）
空き缶・スプレー缶類		ステーション方式	直営 木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱ハウステクノ関ヶ原（直営以外の区域）
古布		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 橋本クリーン産業㈱（直営以外の区域）
発泡スチロール		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱ライフリリーフ（直営以外の区域）
プラスチック製 容器包装		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託（10頁④表を参照）
使用済み乾電池類		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱ライフリリーフ（直営以外の区域）
ライター		ステーション方式	直営（木之本地域・余呉地域・西浅井地域の区域） 委託 ㈱ライフリリーフ（直営以外の区域）
使用済み蛍光管		ステーション方式	委託 湖北環境協同組合（全域）
		拠点回収方式	—
使用済み小型電子 機器等		ピックアップ・ボックス による回収	直営（全域）

④ 可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の当センター委託業者収集区域

収 集 区 域		一般廃棄物の種類・収集運搬委託業者		
		可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製容器包装
長浜市	長浜地域	(有)豊田商店 (株)テックアシスト	(有)豊田商店	
	浅井地域	(有)新井商会		
	びわ地域	(株)テックアシスト (有)新井商会	(株)ライフリリーフ	
	虎姫地域	(有)新井商会		
	湖北地域	(有)新井商会	(株)テックアシスト	
	高月地域	(有)新井商会		
	木之本地域の 一部	(株)日の丸清掃社 (ただし、プラスチック製容器包装は除く。)		
米原市	山東地域	(株)ライフリリーフ		
	伊吹地域	(有)豊田商店		
	米原地域	(株)ライフリリーフ		
	近江地域			

(4) 中間処理計画

① ごみ焼却処理施設

a 処理施設の概要

施設の名 称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ ごみ焼却処理施設
所 在 地	長浜市八幡中山町 200
敷 地 面 積	約 14,440.5 m ²
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ方式
公 称 能 力	3.5 t / h × 2 炉

b 搬入される一般廃棄物の内訳量 (t / 年)

委 託 業 者	19,885
直 営	1,037
許 可 業 者	10,626
直接搬入 (一般家庭)	1,472
直接搬入 (事業所)	736
構成市による搬入 (公用)	436
自治会による直接搬入 (公用)	
クリーンプラント選別可燃ごみ・ 選 別 プ ラ ス チ ッ ク	2,766
ク リ ス タ ル プ ラ ザ リサイクルプラザ選別可燃ごみ	67
可燃性粗大ごみ(畳、布団等) ※収集と直接搬入の内数	(578)

※り災により搬入される廃棄物については、公用に含む。

c ごみ焼却処理残渣の量

主 灰	2,098 t / 年
はいじん処理物	2,308 t / 年

d ごみ焼却処理残渣の処分方法

大阪湾広域臨海環境整備センターが設置する尼崎基地に搬出し、神戸沖処分場にて埋立処分する。

② リサイクルプラザ（クリスタルプラザ内）

a 処理施設の概要

施設の名 称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ リサイクルプラザ選別棟
所 在 地	長浜市八幡中山町 200
処 理 方 式	プラスチック製容器包装の圧縮梱包 発泡スチロールの溶融固化
処 理 能 力	プラスチック製容器包装圧縮形成 (1 t / h) 発泡スチロール (80kg/h × 2 台)
保 管	ガラスびん (3 種類)、古布、紙パック、プラスチック製容器包装 発泡スチロール (※使用済み乾電池類、使用済み蛍光灯、ライター) ※ 一時保管しているもの

b 搬入される一般廃棄物の種類別の内訳 (t / 年)

種 類	搬 入 量	処 理 方 法
ガラスびん	無 色 び ん	再生処理業者に売却または引渡し
	茶 色 び ん	
	その他有色びん	
紙 パ ッ ク	54	
古 布 (古 着)	264	再生処理業者に売却または引渡し
プラスチック製容器包装	1,142	不適物等は焼却処理
発 泡 ス チ ロ ー ル	84	再生処理業者に売却 不適物等は焼却処理

③ リサイクルプラザ（伊香クリーンプラザ内）

a 処理施設の概要

施設の名 称	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ リサイクルプラザ
所 在 地	長浜市西浅井町沓掛 1313 - 1
保 管	ガラスびん (3 種類) (※古布、紙パック、プラスチック製容器包装発泡スチロール、使用済み乾電池類、使用済み蛍光灯、ライター) ※ 一時保管しているもの

b 搬入される一般廃棄物の種類別の内訳 (t/年)

種 類	搬 入 量	処 理 方 法
ガラスびん	無 色 び ん	32
	茶 色 び ん	29
	その他有色びん	12
		再生処理業者に売却または引渡し

④ 粗大ごみ処理施設

a 処理施設の概要

施設の名 称	湖北広域行政事務センター クリーンプラント 粗大ごみ処理施設
所 在 地	長浜市大依町 1337
敷 地 面 積	3,300 m ²
処 理 方 式	不燃性粗大ごみ、不燃ごみを併せて破砕する併用施設
破 砕 機 型 式	回転せん断衝撃式
公 称 能 力	40 t / 5 h
保 管	使用済み乾電池、使用済み蛍光管、ライター

b 搬入される一般廃棄物の内訳 (t/年)

収 集 不 燃 ご み	直 営	91
	委 託	1,819
収 集 粗 大 ご み		595
使 用 ず み 乾 電 池 類		46
ラ イ タ ー		4
使 用 ず み 蛍 光 管		11
直 接 搬 入 (一 般 家 庭)	不燃ごみ	477
	粗大ごみ	1,542
構 成 市 に よ る 直 接 搬 入 (公 用)	粗大ごみ	84
	不燃ごみ	
自 治 会 に よ る 直 接 搬 入 (公 用)	不燃ごみ	347

※り災により搬入される廃棄物については、公用に含む。

c 残渣の量及び資源化量並びに分方法

種	類	量(t/年)	処 理 方 法
破 碎 選 別 残 渣	鉄 屑	939	資源回収業者へ売却
	ア ル ミ 屑	22	資源回収業者へ売却
	不 燃 物	846	ウイングプラザ、余呉一般廃棄物最終処分場にて埋立処理
	プラスチック類	292	クリスタルプラザにて焼却処理
	可 燃 物	2,474	
使用済み乾電池類	46	再生処理業者に引き渡し	
使用済み蛍光管	11		
自 転 車	128	資源回収業者へ売却	
使用済み小型電子機器等	6	認定事業者へ引き渡し	

⑤ 民間処理施設

廃棄物処理法第7条第7項に基づく一般廃棄物処分業許可業者の処理施設

a 山室木材工業(株)

施 設 の 名 称	①山室木材工業(株)リサイクルセンター本社工場 ②山室木材工業(株)チップ事業部
所 在 地	①米原市大野木 1751 番地の 5 ②米原市大野木 2168
処 理 施 設 の 種 類	破碎処理施設
処 理 方 式	草、木くずの破碎処理
公 称 能 力	①288 t / 日 ①446 t / 日 ②240 t / 日
取り扱う廃棄物の種類	草、木くず

b (株)エスケイカンポスト

施 設 の 名 称	(株)エスケイカンポスト
所 在 地	長浜市泉町 1370
処 理 施 設 の 種 類	① 高速堆肥化処理施設 ② 破碎処理施設
処 理 方 式	① 草木類の高速堆肥化処理 ② 木くずの破碎処理
公 称 能 力	① 9.55 t / 日 (高速堆肥化処理) ② 120 t / 日 (破碎処理)
取り扱う廃棄物の種類	① 草木類 ② 木くず

c (株)高山

施設 の 名 称	(株)高山
所 在 地	長浜市高月町落川 461- 1
処 理 施 設 の 種 類	草木類を破砕する施設
処 理 方 式	破砕処理
公 称 能 力	4.464 t / 日
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	草木類

d 力興木材工業(株)

施設 の 名 称	力興木材工業(株)
所 在 地	米原市春照 125
処 理 施 設 の 種 類	破砕処理施設
処 理 方 式	① 木くずの破砕処理 ② 草の破砕処理
公 称 能 力	① 124.8 t / 日 ② 3.2 t / 日
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	① 木くず ② 草

e (株)エコプラン

施設 の 名 称	(株)エコプラン RPF 虎姫工場
所 在 地	長浜市田町 14 番地
処 理 施 設 の 種 類	圧縮固化施設
処 理 方 式	紙くず、木くず、繊維くず、草の圧縮固化
公 称 能 力	78.72 t / 日
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	紙くず、木くず、繊維くず、草

⑥ 廃棄物処理法第 6 条第 3 項に基づく当センター区域外処理（事業系一般廃棄物）

a 事業所から発生する一般廃棄物（食品廃棄物）の堆肥化処理

施設 の 名 称	株式会社水口テクノス リサイクルセンター
所 在 地	甲賀市水口町松尾 362-28
搬 入 量	247.2 t / 年

b 事業所から発生する一般廃棄物（食品廃棄物）の飼料化処理

施設 の 名 称	京都有機質資源株式会社
所 在 地	京都府長岡京市神足落述 1
搬 入 量	167.4 t / 年

c 工場から排出される厨芥・紙くずの焼却処理（発電・熱利用施設）

施設 の 名 称	三重中央開発株式会社
所 在 地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4853 - 14、4853-15
搬 入 量	22.8 t / 年

d 研究機関等から排出される一般廃棄物（実験動物）の焼却処理

施設 の 名 称	株式会社美濃ラボ
所 在 地	岐阜県海津市平田町今尾 1195-1
搬 入 量	4.50 t / 年

(4) 最終処分計画

① 最終処分場（旧管内）

a 最終処分場の概要

施設 の 名 称	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ	
所 在 地	米原市番場 2654 番地 1	
敷 地 面 積	43,450 m ²	
埋 立 面 積	14,700 m ²	
全 体 容 量	97,000 m ³	
残 余 容 量	91,938 m ³ （現地測量平成 31 年 3 月実施）	
浸出液処理施設	処 理 能 力	70 m ³ / 日
	処 理 方 式	生物処理方式＋高度処理（凝集沈殿・砂ろ過）
埋 立 方 法	サンドイッチ方式（全面遮水シート張）	

b 搬入される廃棄物の内訳及び年間埋立容量（t / 年）

直接埋立ごみ（一般・公用）	789
粗大ごみ処理施設 残 渣	不 燃 物 746
汚 泥 残 渣	193
合 計	1,728

② 最終処分場（旧伊香管内）

a 最終処分場の概要

施設 の 名 称	湖北広域行政事務センター 余呉一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	長浜市余呉町中河内 897	
敷 地 面 積	69,406 m ²	
埋 立 面 積	6,800 m ²	
全 体 容 量	35,800 m ³	
残 余 容 量	14,491 m ³ （現地測量平成 29 年 11 月実施）	

浸出液処理施設	処理能力	50 m ³ /日
	処理方式	生物処理（接触酸化）方式＋高度処理（凝集沈殿・砂ろ過）
埋立方法		サンドイッチ方式(全面遮水シート張)

b 搬入される廃棄物の内訳及び年間埋立容量（t/年）

粗大ごみ処理施設 残渣	不燃物	100
----------------	-----	-----

③ 処理委託による最終処分

a クリスタルプラザ焼却残渣

処理委託先	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島二丁目 2-2
焼却残渣の搬出先	尼崎基地 兵庫県尼崎市平左衛門町 70 番地
焼却残渣の処分場	神戸沖処分場 神戸市東灘区向洋町地先
廃棄物の量	4,406 t/年

b 使用済み乾電池類

処理委託先	野村興産(株) 東京都中央区日本橋堀留町 2-1-3
最終処分場	野村興産(株)イトムカ鉱業所 北海道常呂郡留辺蘂町字富士見 217- 1
廃棄物の量	46 t/年

c 使用済み蛍光管

処理委託先	野村興産(株) 東京都中央区日本橋堀留町 2- 1- 3	
処理施設の名 称及び 所在地	第 1 中間処理	野村興産(株)関西工場 大阪市西淀川区川中島二丁目 4-143
	第 2 中間処理 および最終処分	野村興産(株)イトムカ鉱業所 北海道常呂郡留辺蘂町字富士見 217- 1
廃棄物の量	11 t/年	

7 その他

(1) 当センターと構成市の業務分担

ごみ処理における当センターと構成市の業務分担については、ステーションの維持管理やごみが出され収集されるまでの業務（排出抑制と分別、市民啓発）を構成市が行い、ステーションからの収集・運搬、処分については当センターが分担する。

(2) 住民に対する広報・啓発活動等

広報、啓発活動により廃棄物行政への理解を深め、またリサイクルの重要性を高めることにより、循環型社会の構築を目指す。

- ・冊子版及びアプリ版「こほくる〜る」による啓発
- ・「事業所用こほくる〜る」による啓発
- ・「ごみ収集日程表」の作成
- ・構成市における広報等による啓発
- ・当センター及び構成市ホームページによる啓発
- ・可燃ごみ・不燃ごみ指定袋による排出の徹底に向けての啓発
- ・センターでのリサイクル研修や出前講座の受入れ及び構成市での環境教育講座等の実施
- ・外国語による啓発

(3) 休日における処理施設へのごみの持ち込み

クリスタルプラザ、クリーンプラント及び伊香クリーンプラザにて毎月 1 回原則として第 4 日曜日にごみの持ち込みの受入れを行う。（第 4 日曜日以外の休日に変更して受入れをおこなう場合は、構成市の広報や当センターホームページで住民に周知する。）

(4) 効率的な施設運営・ごみ処理体制の構築

より効率的な施設運営・ごみ処理体制づくりを目指すため、法令に基づく施設の維持管理、経済的な運転管理に努めるとともに、近隣自治体等の動向も踏まえながら調査研究を行う。

(5) 粗大ごみ戸別収集の実施

市民からの申込により指定日に家庭（自宅敷地道路沿等）まで行き、粗大ごみの収集・運搬・センター施設での適正処理を行い、市民から経費の一部を処理手数料として徴収する。

(6) 大量ごみ（不燃ごみ・粗大ごみ）収集の実施

市民からの申込により指定日に家庭（自宅敷地道路沿等）まで行き、引越し・大掃除・遺品整理・ごみ屋敷の整理等の大量排出ごみの収集・運搬・センター施設での適正処理を行う。処理手数料としてパッカー車 1 台 1 往復当たり 10,000 円を徴収する。

(7) 負担の軽減措置

構成市内に住所を有し、在宅で常時紙おむつ類を必要とする住民のうち 3 歳以下の乳幼児（当該年度の 3 月 31 日現在）と要介護者等を対象として、構成市窓口において、紙おむつ類専用ごみ指定袋を年間 50 枚（年 1 回）交付する。